

根室市選挙管理委員会告示第 9 号

令和3年8月22日執行予定の第17回根室市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙時登録の基準日を定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年4月7日

根室市選挙管理委員会  
委員長 袴谷良憲



記

1. 選挙時登録の基準日 令和3年8月14日

ただし、選挙期日現在で年齢満18歳に達するものを含む。